

岐阜県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第二項の規定に基づき、県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件とすることにより、政策の実現に向けて議会が積極的な役割を果たし、知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）と共に県民に対する責任を担いながら、実効性の高い計画の策定を図るとともに、県民の視点に立った県行政を推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「基本計画等」とは、次に掲げる計画等をいう。

- 一 県行政の全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画、指針その他これらに類するもの
- 二 前号に掲げるもののほか、県行政の各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画、指針その他これらに類するものであって次に掲げるもの
 - イ 総合的な交通体系に関する計画
 - ロ 男女共同参画に関する計画
 - ハ 保健医療体制の確保に関する計画
 - ニ 地域福祉の支援に関する計画
 - ホ 環境の保全及び創出に関する計画
 - ヘ 農林水産業、商工業その他の産業の振興に関する計画
 - ト エネルギーの長期需給に関する計画
 - チ 水の需要見通しと供給目標に関する計画
 - リ 下水道等の整備に関する計画
 - ヌ 農山村の整備に関する計画
 - ル 教育の振興に関する計画
 - ヲ 少子化対策に関する計画
 - ワ 国土強^{じん}靱化に関する計画
 - カ デジタル・トランスフォーメーションの推進に関する計画

(議会の議決等)

第三条 知事等は、基本計画等の策定、変更（軽微な変更を除く。次項において同じ。）、又は廃止をするに当たっては、議会の議決を経なければならない。

- 2 知事等は、前項の議決を経て、基本計画等の策定、変更、又は廃止をしたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(実施状況の報告)

第四条 知事は、毎年度、第二条第一号に規定する基本計画等に係る実施状況を取りまとめ、その概要を議会に報告しなければならない。

(知事等への意見)

第五条 議会は、総合的かつ計画的な県行政の推進を図るため、新たに基本計画等を策定する必要があると認めるときは、知事等に対し、意見を述べることができる。

- 2 議会は、社会経済情勢の変化等の理由により、策定されている基本計画等の変更又は廃止をする必要があると認めるときは、知事等に対し、意見を述べることができる。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成十七年四月一日から施行し、同日以後に策定される基本計画等について適用する。

(経過措置)

- 2 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に策定されている計画等のうち、県民協働宣言は第二条第一号に掲げる基本計画等と、次に掲げる計画等は同条第二号に掲げる基本計画等として、この条例の施行の日に、それぞれ第三条第一項の規定による議決を経て策定されたものとみなす。

- 一 岐阜県総合交通体系指針
- 二 岐阜県男女共同参画計画
- 三 岐阜県保健医療計画
- 四 岐阜県地域福祉支援計画
- 五 岐阜県環境基本計画
- 六 ぎふ農林業ビジョン
- 七 岐阜県エネルギー長期需給計画
- 八 岐阜県水資源長期需給計画
- 九 全県域下水道化構想
- 十 岐阜県農山村総合整備指針
- 十一 岐阜県における教育改革の行動指針

附 則 (平成十八年七月十三日条例第四十五号)

この条例は、公布の日から施行し、同日以後に策定される基本計画等について適用する。

附 則 (平成十九年七月九日条例第四十三号)

この条例は、公布の日から施行し、同日以後に策定される基本計画等について適用する。

附 則 (平成二十六年十月十五日条例第七十一号)

この条例は、公布の日から施行し、同日以後に策定される基本計画等について適用する。

附 則 (令和三年七月十三日条例第三十三号)

この条例は、公布の日から施行し、同日以後に策定される基本計画等について適用する。